

47 日米貿易協定：酒類の合意概要

令和2年1月1日
発 効

【日本側】

- ✓ **ワインについての関税撤廃は、TPPと同内容。**
(注)TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税(2025年4月～無税)。
- ✓ **ワイン以外の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。**
(注)TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

【米国側】

- 米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。
- ✓ 日本の伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

米国の容量規制の改正により、米国内で流通可能な蒸留酒の容量に、日本が要望していた**700ml、720ml、900ml、1.8L**が追加された(令和2年12月29日施行)。
 - ✓ 米国での日本産酒類の**10表示**(注)の保護に向けた検討手続を進める。
(注) 国税庁長官が指定した地理的表示: ぶどう酒(山梨、北海道)、蒸留酒(沓岐、球磨、琉球、薩摩)、清酒(日本酒、白山、山形、灘五郷)

「山梨」「北海道」「日本酒」の3表示については、米国が適正な表示を確保していることを確認。
 - ✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。
 - ✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。

ニューヨーク州法改正により、ニューヨーク州の料飲店ではワイン免許で24度以下の焼酎を提供できるようになった(令和4年6月30日施行)。

48 日英EPAの概要

日英EPA (ワイン、清酒、焼酎)

【令和3年1月1日発効】

英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類GIの保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制の緩和を拡充

